

著作権とは

～著作権とはなにか その概要～

まず知的財産とは

- **知的財産**とは、人間の知的活動によって生み出された財産的な価値を持つアイデアや創作物のことをさす。
- この知的財産を保護するための権利が**知的財産権**である。

著作権とは

- 著作権とは**知的財産権**のうちの一つである。

著作権

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

不正競争の
防止

育成者権

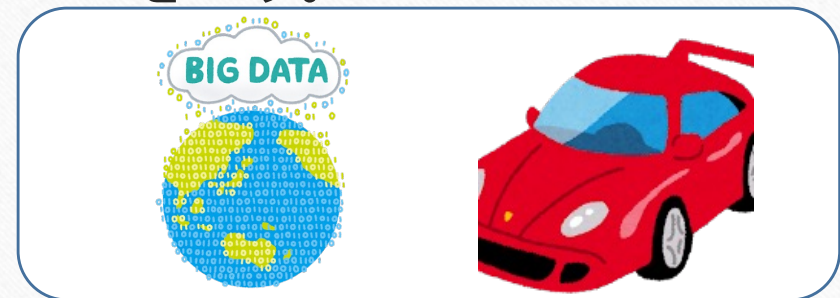
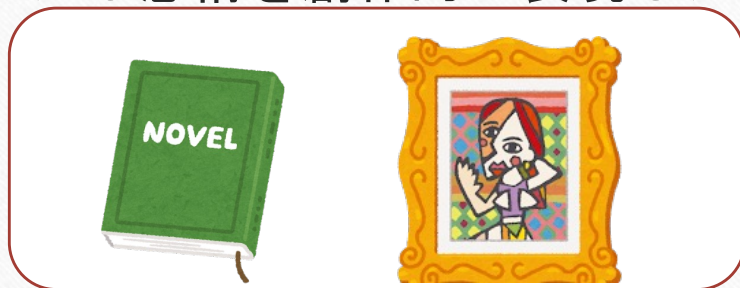
回路配置利
用権

地理的表示
法

商号

何のためにあるのか

- **著作物を保護するため、勝手に利用されないため**にある権利。
- こうして権利の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的としている。
- この場合の著作物とは、文芸、美術、学術、音楽の分野で思想または感情を創作的に表現したもののことをいう。



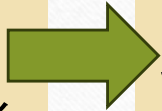
出典：<https://www.irasutoya.com/>

著作権がないとどうなってしまうのか

- 著作権がないと…

・他人が自分の創作物を勝手に発表し、利益を得る

・著作物のコピーがばらまかれ、著作者が利益を得られなくなる。



・利益が得られなくなるため創造的なものを作るというモチベーションが低下する

・作られたとしても秘匿されて世の中には知られなくなる。

文化の発展が失われ、いずれは文化そのものが無くなる！？

いつ発生するのか

- 著作権は、著作者が著作物を創作した時に公表したか否かにかかわらず自動的に発生するため、手続きなどの必要はない。
- これを**無方式主義**という。
- 著作権にかかわる国際条約では、ベルヌ条約と万国著作権条約がある。
- ベルヌ条約では無方式主義、万国著作権条約では方式主義（©マークの表示をすることで著作権が発生する）をとっている。
- 日本はどちらにも加入している。

いつ消滅するのか

- 著作権法では一定期間を経過した後は権利が消滅し、著作物を社会全体の共有物と位置づけ、だれでも自由に利用できるようにしている。（パブリック・ドメイン）
- 日本では、著作権の原則的保護期間は著作物を創作した時点から著作者の**死後70年**を経過するまでと定められている

財産権と人格権

- 著作権は二つに分けることができ、一つは著作財産権、もう一つは著作者人格権と分けられる。

著作財産権

財産的な権利を保護するもの
譲渡可能

- ・複製権
- ・公衆送信権
- ・貸与権
- ・翻訳・翻案権

著作者人格権

著作者の人格的な権利を
保護するもの
譲渡不可能

- ・公表権
- ・指名表示権
- ・同一性保持権

著作者の権利が制限されるもの

国などの
著作物

私的利用

引用

図書館等
における
複製

学校の
授業での
複製

障がい者
への支援

その他

ライセンス契約とは

- ライセンス契約とは、知的財産権で保護されている著作物などの使用を第三者に許諾する内容の契約のことを指す。
- 許諾する側を「ライセンサー」、許諾を受ける側を「ライセンシー」という。
- この契約によるメリットはライセンサー側はライセンス料を得られ、ライセンシーはライセンサーの著作物を利用して利益を上げられるというメリットがある。

まとめ

- 著作権とは知的財産権のうちの一つ
- 著作物を保護し、文化の発展につなげるためにある権利。
- 著作権には、著作財産権と著作者人格権の二つがある。
- 著作権は、自動的に発生し、これを無方式主義という。
- 著作権は、著作者の死後70年に消滅する。

参考資料

- <https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html>
- <https://www.cric.or.jp/index.html>
- <https://keiyaku-watch.jp/media/keiyakuruikei/license-keiyaku/>
- https://www.waseda.jp/fcom/gsc/assets/uploads/2015/01/copyright_policy.pdf
- <https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property/>
- <https://www.irasutoya.com/>